

犬山市総合型地域スポーツクラブ登録要項

施行 平成29年6月27日

改正 令和2年4月28日

1 目的

この要項は、市民の健康増進や児童生徒の体力・運動能力の向上を図り、地域スポーツを推進することによって、生涯スポーツ社会を実現するため、犬山市長（以下「市長」という。）が総合型地域スポーツクラブ（以下「クラブ」という。）を登録し、自主的かつ主体的な運営を行うクラブの活動を支援するにあたり必要な事項を定めるものとする。

2 クラブの登録要件

クラブは、次の要件を備えたものでなければならない。

(1) 地域住民の組織として以下の要件を全て満たしている。

ア 10名以上の会員で構成されている。

イ 会員の8割以上が犬山市内に在住、在勤又は在学している者（以下「犬山市民」という。）である。

ウ 団体の代表者が20歳以上の犬山市内に在住する者である。

エ 事務所の所在地が犬山市内である。

(2) 会則等に基づき組織として活動に対する理念をもち、会員や犬山市民の意見を反映した組織運営を行って居る。

(3) クラブ運営に必要な会費を徴収し、自主財源を主とする運営をしている。

(4) 次の要件を全て満たした犬山市民に開かれた組織である。

ア 複数の種目が用意されており、各種目が年間を通じて継続的かつ定期的に複数回実施している。

イ 子どもから高齢者まで参加できる活動をしている。

ウ 楽しみ志向の人（初心者）から競技志向の人（トップレベル）まで活動できる組織である。

エ 誰もが気軽に参加できるよう指導責任者を配置している。

(5) 既存の市内スポーツ組織や団体との活動内容が重複しないよう独自性がある。

(6) 非営利の組織である。

3 登録方法

登録を希望する組織（以下「申請者」という。）は、登録申込書（様式1）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 直近に開催された組織の総会に係る資料。なお、提出時に登録を希望する年度の総会が開催されていない場合は、開催後、直ちに提出するものとする。また、本要項における「総会」とは、事業予算及び決算並びに事業計画及び実績などが議決された会議をいう。

(2) 活動内容計画書（様式2）

(3) その他登録の認可を受けるにあたり申請者が必要と判断する書類

(4) 第1号及び第2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

4 登録の認可

(1) 市長は、本要項3に掲げる書類を確認及び審査の上、本要項の規定に該当すると認めた場合はクラブ登録を認可する。なお、登録の認可に関わる審査に当たり、必要に応じて申請者に対して聞き取りを実施することとする。

(2) 市長は、クラブの登録を認可する場合において、登録の目的を達成するため必要があるときは、必要な条件を付するものとする。

(3) 市長は、第1号の規定により登録の可否を決定した場合は、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付したときにはその条件を、申請者に通知するものとする。

5 登録期間

登録の期間は、市長が登録を認可した日から、当該認可をした日の属する年度の末日までとする。

6 支援内容

市長は、登録クラブに次の支援を行う。なお、各内容の詳しい内容は、別表のとおりとする。

(1) 市広報や市ホームページへの情報の掲載

(2) 公共施設へのクラブの活動を紹介するチラシ等の設置

(3) 活動場所の使用料の減額や免除

(4) 活動場所の早期利用申請手続き

(5) 新規会員の獲得に繋がる事業の提案

7 登録内容の公開

市長は、本要項3の規定により提出された登録申込書のうち予め市長が指定した項目を、市が関与する情報媒体（広報、ホームページなど）及び問合せにより公開するものとする。

8 登録内容の変更

クラブは、登録申込書の公開対象情報に変更が生じた場合は、速やかに登録変更申込書（様式3）を市長に届け出なければならない。

9 登録の取り消し

市長は、クラブが次の各号のいずれかに該当すると判断したときは、登録を取り消すことができる。

(1) 本要項に規定するクラブの登録の要件を満たさないとき。

(2) 登録の申込みにあたり提出した書類の内容をはじめ、偽りその他不正な手段により登録の認可を受けたことが判明したとき。

(3) クラブから取り消しの申し出があったとき。

(4) その他市長がクラブとして不相当と認めたとき。

10 その他

- (1) クラブは、犬山市及び犬山市教育委員会が行うスポーツ事業に対し、依頼に応じて連携協力を行うよう務めなければならない。
- (2) クラブは、会員に対してスポーツ保険その他の傷害保険の加入促進に努めなければならない。

別表（「6 支援内容」関係）

番号	項目	内容
(1)	市広報や市ホームページへの情報の掲載	<ul style="list-style-type: none"> ・掲載時期は、市広報は毎年7月15日号、市ホームページは随時とする。 ※ クラブから掲載原稿（電子データ）を受領の後、文化スポーツ課が広報部局への広報記事（電子データ）提出を行う。 ※ 市広報は、掲載希望の全クラブのイベント告知や会員募集記事を一括掲載する。また、掲載時期は、紙面等の都合上、クラブへの事前連絡なく変更の場合がある。 ・上記以外の記事は、外部団体の広報紙掲載となり有料とする。 ・市ホームページは、登録申込み時に各クラブから提出された内容のみを掲載する。（各クラブ作成のホームページへの外部リンクは対応する。）
(2)	公共施設へのクラブの活動を紹介するチラシ等の設置	<p>対象施設は、文化スポーツ課所管施設と市役所本庁舎とする。ただし、名鉄駅舎・連絡通路などは対象外とし、各クラブで別途手続きするものとする。</p>
(3)	活動場所の使用料の減額や免除	<ul style="list-style-type: none"> ・使用目的及び回数は、次のとおりとする。 ア クラブ登録申込書に基づき優先的に施設予約をする大規模なイベント（通常の定期的な事業や活動を除く） 年1回。ただし、複数日の実施が適当と認めた場合は上限2回とする。 イ 総会など出席の対象が会員の多数であり、かつ組織全体の運営を協議する会議 年5回 ・活動場所は、文化スポーツ課所管施設とする。
(4)	活動場所の早期利用申請手続き	<p>早期の利用申請（利用希望申し出）時期及び利用申請可能回数は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 年間施設利用計画（市関連行事など）策定時（毎年12月頃）／1回 2 1以降、各体育施設の予約抽選会開催まで／2回 3 体育施設の予約抽選会（毎月1回開催）／各施設の指定回数 <p>※ なお、「3 予約抽選会」参加用の団体登録はクラブ登録に代え、別途「利用者登録申請」は不要とする。</p>
(5)	新規会員の獲得に繋がる事業の提案	<p>組織体制や活動実績などから「市民のスポーツに親しむきっかけづくりや運動習慣の定着化を図り、市民の体力と健康を増進することが特に顕著に期待できる」と市が判断したクラブに対して、初心者を対象としたスポーツスクール（教室）の開催事業の発注を検討する。（ただし、所要の予算措置がある場合に限る。）</p>